

受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	委託担当	
			経済局雇用労働課	担当者名 <small>いずみさわ ながせ</small> 泉澤・永瀬 電 話 045-671-4098

## 設 計 書

1 委 託 名 横浜市技能文化会館地下汚水槽内排水ポンプ等更新業務委託

2 履 行 場 所 横浜市技能文化会館（横浜市中区万代町2丁目4番地7）

3 履行期間  期間 令和5年4月3日 から 令和5年5月12日 まで  
又は期限  期限 年 月 日 まで

4 契 約 内 容  確定契約  概算契約

5 その他特約事項  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

6 現 場 説 明  不要  
 要 ( 月 日 時 分 場所 )

7 委 託 概 要  
(1) 既設排水ポンプ等の撤去・回収処分  
(2) 新規排水ポンプ等の設置  
(3) 汚水槽内の洗浄  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

8 部 分 払

す る ( 回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む。

<b>委 託 代 金 額</b>		¥ _____
内 訳	業 務 価 格	¥ _____
	消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1. 排水ポンプ		2	台			
2. フロートスイッチ		1	式			
3. 吐出用排水管		2	本			
4. 機器設置作業費		1	式			
5. 既設機器等撤去 作業費		1	式			
6. 既設機器等処分費		1	式			
7. 汚水槽内洗浄費		1	式			
8. 消耗品及び資材費		1	式			
9. 運搬交通費		1	式			
10. 諸経費		1	式			
小 計						
消費税及び 地方消費税相当額						
委託代金額合計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

# 横浜市技能文化会館地下汚水槽内排水ポンプ等更新業務委託仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、委託者（横浜市）が受託者に業務委託した「横浜市技能文化会館地下汚水槽内排水ポンプ等更新業務委託」に適用する。

## 2 実施場所

横浜市技能文化会館（横浜市中区万代町2丁目4番地7）（以下、「施設」と記載）

## 3 履行期間

令和5年4月3日（月）から令和5年5月12日（金）までとする。

## 4 更新作業実施日時

令和5年4月24日（月）～令和5年4月28日（金）の期間中、1日で実施することとし、現地での作業実施は、施設が閉館となる午後10時以降から開始とする。なお、期間中の実施日は、別途委託者及び施設管理者に協議した上で決定すること。

## 5 業務実施状況の報告について

作業実施前・実施中・実施後の状況について、写真等で記録を残し、作業終了後、すみやかに委託者へ提出すること。

## 6 実施内容

### （1）既設排水ポンプ等の撤去・回収・処分

既設の排水ポンプ、フロートスイッチ、排水ポンプと排水ポンプアップ管を接続している吐出用排水管の撤去及び回収を行い、適切に処分すること。

### （2）新規排水ポンプ等の設置

既設の排水ポンプ等を撤去した後、新規排水ポンプ2台（新明和工業株式会社製：CN80 同等品可）及びフロートスイッチ一式（新明和工業株式会社製：LC12 ケーブル長さ13m 同等品可）、排水ポンプと排水ポンプアップ管を接続する吐出用の排水管（呼び径80A、塩化ビニール製、接続にあたり、現地で長さや角度の調節が可能な物）を設置すること。

### （3）汚水槽内の洗浄

更新作業に伴い汚水槽内の洗浄を実施すること。バキュームカーなど、大型車両等を搬入する場合は、事前に委託者及び施設管理者と協議すること。

## 7 委託料の支払い

適法な請求書受領後30日以内に支払うものとする。

## 8 その他

- （1）受託者は必要な事項を、委託者及び施設管理者と十分に打ち合わせた上で業務を実施すること。
- （2）関係法令を遵守し、施設利用者及び施設の管理・運営に支障がないよう業務を実施すること。

- (3) 作業の際は、必要に応じて養生等を行い、施設の破損防止に取り組むこと。  
また、作業終了後は設置した養生材等を撤去し、適切に処理すること。
- (4) その他、作業に伴い発生した不用品等も適切に処分すること。
- (5) 作業に必要な工具や機器設置に必要な消耗品等は受託者が用意すること
- (6) 作業終了後は原状復帰を行うこと。作業に伴い建物や備品等に損害が生じた場合は、速やかに委託者及び施設管理者に報告すること。
- (7) 業務を実施する上で知り得た施設の情報を、みだりに口外することのないよう留意すること。
- (8) 本仕様書に記載のない項目については、「横浜市契約規則」や「委託契約約款」等、横浜市が定めるガイドラインや約款等を遵守し業務を実施すること。
- (9) 本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた場合、速やかに委託者と協議を行うこと。